

別表六（二十三）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の11の3第2項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は令和4年改正前の措置法第42条の11の3第2項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に

記載します。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。